

## 悪質・危険な運転の根絶に向けた対策の強化を求める意見書

これまで、政府は、悪質・危険な運転による重大事故が発生するたびに罰則強化の法改正等を重ねてきたところであるが、依然として多くの悪質で危険な運転が横行している状況にある。

平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路において、執拗なあおり運転等の悪質・危険な行為を受けて停車させられた夫婦が、後続のトラックに追突されて死亡するという大変悲惨な事故が発生した。その後も、大阪府堺市の事案をはじめとして、全国各地であおり運転が絡んだ事故・トラブルが相次いで発生し、大きく報道されるなど、同種の悪質・危険な運転に対する厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

こうした事態を踏まえ、警察庁は、平成30年1月、悪質で危険な運転に対し、あらゆる法令を駆使して厳正な捜査の徹底を期すとともに、車間距離不保持等の道路交通法違反について積極的な交通指導取締りを推進することなどを各都道府県警に通達した。

あおり運転等の悪質・危険な運転を抑止するためには、通達内容に基づき、交通指導の取締りの強化や、運転者の交通安全意識の更なる向上、講習における実効性の高い教育の推進等の対策を確実に実施していく必要がある。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、国民の生命を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、法改正を含め、悪質・危険な運転の根絶に向けた対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月19日

江東区議会議長 佐藤 信夫

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国家公安委員会委員長  
警察庁長官

} あて